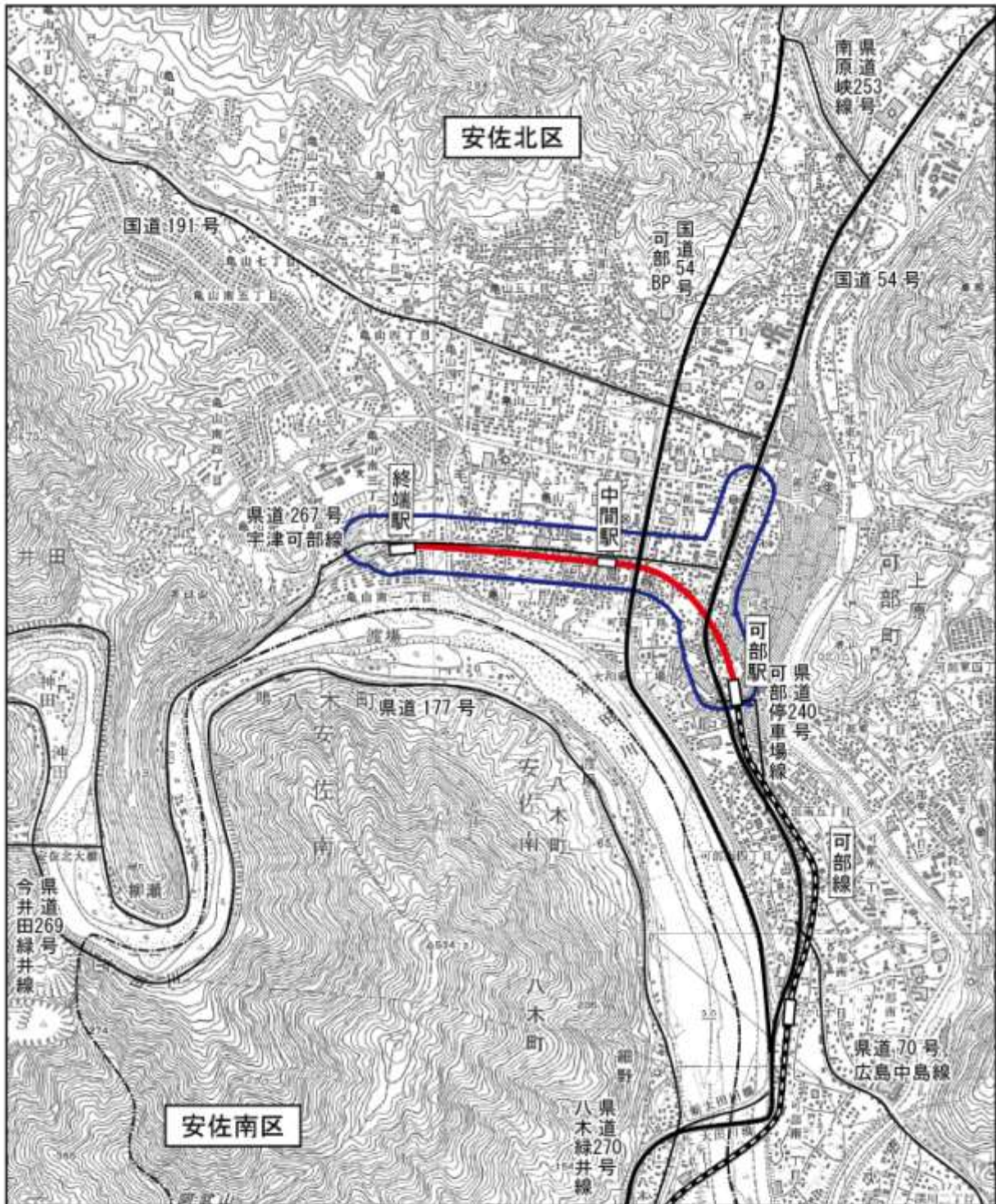


## J R可部線電化延伸事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域

「広島市環境影響評価条例」(平成 11 年、広島市条例 30 号) に定められる環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、環境影響評価の結果及び実施計画書に対する市民意見や市長意見を踏まえ以下に示す。

環境要素	環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
大 気 質	<p><b>【建設機械の稼働、切土工等又は既存の工作物の除去】</b></p> <p>建設工事による影響は、本事業は廃線敷の付替であり、工事の規模は大きくなく、かつその期間が限定される。環境影響評価の結果から、大気質の環境基準は達成しているものの、事業計画地周辺の家屋等の分布状況から、事業計画地敷地境界から 100m を影響を受ける範囲とした。</p> <p><b>【工事用車両の運行】</b></p> <p>工事用車両による影響は、一般県道 267 号宇津可部線では、現況(平日昼間)の大型車 220 台/日に対して 64 台/日と寄与が大きく、環境影響評価の結果から、環境基準は達成しているものの、沿道両側 100m を影響を受ける範囲とした。ただし、西側は終端駅部、東側は国道 54 号との交差部までとした。</p>
騒 音	<p><b>【建設機械の稼働】</b></p> <p>大気質と同様の範囲とした。</p> <p><b>【工事用車両の運行】</b></p> <p>工事用車両による影響は、環境影響評価の結果から、一般県道 267 号宇津可部線では環境基準を達成しているものの、現況(平日昼間)の大型車 220 台/日に対して 64 台/日と寄与が大きい。また、国道 54 号では現況(平日昼間)の大型車 2,521 台/日に対して 64 台/日と寄与が小さいものの、現況で環境基準を超過している。よって、工事用車両の運行は、沿道両側 100m を影響を受ける範囲とした。ただし、国道 54 号は北側を市道との交差部、南側を可部駅部までとした。</p> <p><b>【列車の走行】</b></p> <p>列車の走行による影響は、環境影響評価の結果から基準は達成しているものの、事業計画地周辺の家屋等の分布状況から、事業計画地敷地境界から 100m を影響を受ける範囲とした。</p>
振 動	<p><b>【建設機械の稼働】</b></p> <p>大気質と同様の範囲とした。</p> <p><b>【工事用車両の運行】</b></p> <p>騒音と同様の範囲とした。</p> <p><b>【列車の走行】</b></p> <p>騒音と同様の範囲とした。</p>
土壌汚染	<p>土壌汚染については、掘削等による土量は少なく、発生した残土については、事業計画地内での再利用を基本とすることから、事業計画地内を影響を受ける範囲とした。</p>

環境要素	環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
電波障害	電波障害については、本事業は廃線敷の付替であり、大きな施設の建設もなく、環境影響評価の結果から、事業計画地敷地境界から 100m を影響を受ける範囲とした。
景 観	電波障害と同様の範囲とした。
廃棄物等	既存の工作物の除去によって発生する古レール、古マクラギ、古バラスト、工事に伴う建設副産物・残土の発生は、事業計画地内のみであり、これらは再使用や再利用されるものを除き、適切に処理・処分するため、事業計画地内を影響を受ける範囲とした。
温室効果 ガス等	大気質と同様の範囲とした。



- 凡例
- 事業計画地
  - - - 行政区区域界
  - 影響を受ける範囲であると認められる地域

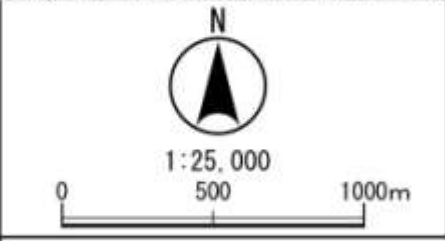


図 環境影響を受ける範囲  
であると認められる地域